１）１年～３年：許可制です。原則として、長期休業中及び休日のみ認めます。

２）４年生：届出制です。

３）許可されないアルバイト

・学業に支障があると認められる就労

・21：00を過ぎ深夜に及ぶ就労

・酒類を提供する飲食店（バー、酒場及び喫茶店など）での就労

・パチンコ店及びゲーム場などの風俗営業店での就労

・危険をともなう就労

※本校学生のアルバイト制限についてご理解の上、アルバイトの求人をされる場合は、メールまたはFAXにて学生支援係までお送りください。

※メール送信時の件名は【アルバイト求人票（企業名）】とご記載願います。

※本校ではアルバイト希望の学生をとりまとめてお知らせすることはしておりません。

アルバイトを希望する学生が直接、企業様へお申し込み等を行うことになります。

※必要な場合は、以下のアルバイト求人票をご利用ください。

